

# 国際ロータリー第 2630 地区東濃グループ



## 多治見西ロータリークラブ

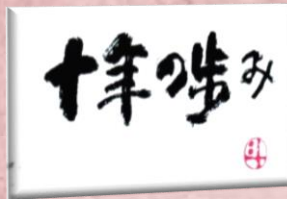


### Weekly Report

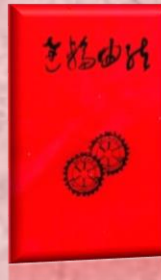
2015~2016 年度 第 50 期会長テーマ

「みんなで祝おう 50 周年」

例会日 毎週木曜日  
例会場 産業文化センター  
事務局 多治見市新町 1-23-4F  
TEL 0572-25-5100  
FAX 0572-25-5101  
Email n-rc@joy.ocn.ne.jp  
HP http://tajiminishi.jimdo.com/  
会長 関谷泰久  
幹事 佐藤 正



創立 10 周年記念誌



創立 20 周年記念誌



創立 30 周年記念誌



創立 40 周年記念誌

## 第 2415 例会 2016 年 4 月 14 日

50 周年記念式典まであと 7 日！！

4 月は母子の健康月間

### 本日のプログラム

点 鐘  
ロータリーソング 我らの生業  
四つのテスト  
会長挨拶  
出席・スマイル報告  
委員会報告  
幹事報告  
50 周年最終打ち合わせ  
点 鐘



### 着信書類

- ・多治見リバーサイド RC より  
3 市 5 RC 親睦合同例会収支報告
- ・地区青少年育成小委員会より  
出前口座活動報告の DVD
- ・2016 年会長エレクトセミナー修了書拝受

### 他クラブ例会変更のお知らせ

土岐 RC → 4 月 25 日 7:30 点鐘  
早朝例会の為 「キャビン」  
中津川 RC → 5 月 1 日 (日)  
中山道祭り 本町 9:00~  
多治見リバーサイド RC → 4 月 26 日 (火)  
オースタット国際ホテル 移動例会

### 地区研修・協議会交通のご案内

4 月 17 日 (日) 飛騨世界生活文化センター  
バス出発場所 多治見駅北 税務署東側  
集合時間 午前 8 時 00 分

### 苗栗扶輪社歓迎会ご案内

日時 4 月 21 日 (木) 午後 6 時 30 分  
場所 LA CHIC MOI ラ・シックモア  
(旧 グランドティアラ)

赤坂町 2-62-25 ☎24-8110

会費 10,000 円

苗栗扶輪社より会員 19 名出席いたします。  
皆様の参加をよろしくお祈りいたします。

## 理事会報告

- ① 会長挨拶
  - ② 幹事より 4 月行事予定確認
  - ③ 地区研修・協議会について  
日程 出席者の確認  
4 月 17 日（日）飛騨世界生活文化センター
  - ④ 国際交流書画展示会について  
期日 4 月 21 日（木）  
場所 多治見市役所駅北庁舎 1 階ギャラリー  
時間 午前 9 時 30 分  
出席者 苗栗 RC 会員 19 名  
多治見市長 古川雅典様  
多治見市副教育長 永治友見様  
北栄小学校校長 長谷川満様
- ※ 準備は前日 4 月 20 日（水）13:30 より
- ⑤ 創立 50 周年記念式典予算 承認
  - ⑥ 新会員オリエンテーションについて 承認  
5 月 19 日（木）午後 6 時「松正」  
会費 3,000 円  
出席者 黒川公男 森田誠 森田宏治  
柴田武司 加藤三紀 川原正隆  
会長 幹事 副会長 副幹事  
R 情報委員会 4 名
  - ⑦ 協賛金  
多治見軟式野球連盟少年部学童部開会式  
スマイルより 30,000 円承認

## 先週の記録

### ● 出席報告

会員数 40 名 免除者 5 名 出席義務者 35 名

出席者	欠席者	出席率
30 名	7 名	81.08%

メーカーキャップ 多治見 RC 加藤守孝君  
新会員川原君を歓迎します。関谷泰久 佐藤正  
先週は大変失礼しました。 加藤守孝  
川原さんの入会をお祝いします。 石垣智康  
「世の中にたえて桜のなかりせば 春の心はの  
どけからまし」 雨で桜が散ってしまいます。  
佐藤八郎  
川原さん入会おめでとうございます。森田宏治

## 新会員 川原正隆君挨拶より



皆さんこんにちは、川原です。  
私の出身は愛知県ですが、昨  
年より多治見に事務所を置  
くことになりました。名古屋  
での事務所は慌ただしかつ  
たのですが、多治見はのんびりして仕事をする

環境はとても良いと感じています。今まで仕事ばかりやってきましたが違う視点で社会を見ていくよい機会になると思い入会させていただきました。何もわからないままロータリークラブに入会させていただきました。これから諸先輩のご指導ご鞭撻よろしくお祈いします。

## 先週の卓話

### 相続税の話 服部賢治君



相続税は、個人が被相続人から財産を取得した場合に課されます。そして被相続人の亡くなった日の翌日から 10 ヶ月以内に相続人全員が原則として申告書を

共同作成し被相続人住所地の税務署に提出します。

1. 相続税の申告が必要な人。

相続によって「**相続税が課税される財産を取得した人の価格の合計額**」から「**債務と葬式費用**」の価額を控除した金額が、「**基礎控除額**」を超える場合に申告をする必要があります。

① 財産には土地建物、株式、現預金（国外財産を含む）があり、みなし相続財産として、生命保険金（非課税控除額は、法定相続人×500 万円）退職金（非課税控除額は、法定相続人×500 万円）相続時精算課税制度適用財産被相続人からの 3 年以内の贈与財産があります。

② 債務と葬式費用は、借入金や未払金、そして通夜葬儀費用（香典返しは含みません）があります。

③ 以上の財産価格の合計額から基礎控除額、3,000 万円+600 万円×法定相続人の数の額を控除して課税される遺産総額を計算します。

2. 相続税の総額の計算

まず課税遺産総額を法定相続分で按分して税率表で、各人の相続税を計算し相続税の総額を計算します。

3. 各人の納付税額

相続税総額を各相続人の実際の相続分に案分し各相続人の税額を計算します。

4. 税額控除

相続人に未成年者や障害者がいる場合には税額控除があります。また配偶者の税額軽減として、基礎控除前の遺産額の 1 億 6 千万円または法定相続分までに対応する額の配偶者の相続税額は課税されません。これらの税額を控除した金額が各相続人の納付税額となります。

来週 4 月 21 日（木）は  
多治見西 RC 創立 50 周年記念式典